

会員の皆さまへ

道路交通法の一部が改正され、2023年4月1日から

全ての自転車利用者に「ヘルメットの着用」が

義務づけられる（罰則のない努力義務）ことになりました。



就業先への交通手段として、日常の買物等の交通手段として自転車を利用することがあると思います。交通事故に遭わないため、安全のために万が一に備えてください。

着用していないと、お巡りさんに注意されることがあるかもしれませんよ。よろしくお願いいたします。

令和5年2月
鏡石町シルバー人材センター
事務局